

香川県大規模小売店舗立地法関係事務処理要領

大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号。以下「法」という。）の施行に伴う事務については、本要領により処理することとする。

1 事前協議に関する事務

(1) 事前協議

ア 法第5条第1項、法第6条第2項、又は法附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出予定者から、法第4条第1項の規定に基づき定められた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の「駐車場の必要台数の確保」、「騒音の予測・評価」、「廃棄物の施設容量の確保」等に関し事前協議があったときは、大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）の構成員たる関係各課と協議するよう求める。

イ 他法令等との調整状況等を確認した上で、届出予定者に対し、届出後の計画変更が行われることのないよう、他法令等との調整状況及び調整期間を十分に勘案して届出時期を決定するよう求める。

(2) 大規模小売店舗（変更）計画準備書

ア 届出予定者に対し、別紙「大規模小売店舗（変更）計画準備書」（以下「準備書」という。）の提出を求める。

イ 提出部数は、準備書1部とその写し5部とする。

ウ 準備書が提出されたときは、速やかに、庁内連絡会議の担当者と協議し、確認・指示事項及び留意事項を取りまとめの上、届出予定者に通知する。

(3) 計画概要書

ア (2)の準備書を提出した届出予定者に対し、計画概要書として届出書案の提出を求める。

イ 提出部数は、計画概要書1部とその写し5部とする。

ウ 計画概要書が提出されたときは、速やかに、庁内連絡会議の担当者と協議し、確認・指示事項及び留意事項を取りまとめの上、届出予定者に通知する。

(4) 交通シミュレーション

店舗面積や交通事情等により、店舗面積が1万㎡を超える店舗の新設又は1万㎡を超える店舗面積の増加を伴う変更の場合で必要と認めるときは、届出予定者に対し、動的的手法による交通シミュレーションによる交通予測を求める。

2 法第5条第1項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「法施行規則」という。）第3条第3項に規定する新設に関する届出書が提出されたときは、必要な事項が記載されているか、必要書類が添付されているか及び届出が新設（予定）日の8月前までに提出されているかを確認し、これらの形式的要件が整っている場合には、届出日から7日以内に所定事項を整理台帳に記載する。

イ 上記の形式的要件の審査に併せて、他法令等との調整状況について確認する。

ウ 提出部数は、届出書1部とその写し10部とする。

(2) 公告及び通知等

- ア 形式的要件の整った届出があったときは、速やかに様式第1により県ホームページにより公告する。県ホームページ中「公告」のページに当該届出にかかる縦覧期間が満了するまで掲載することとし、併せて「届出状況」のページに掲載する。
- イ 法第5条第3項に規定する縦覧は、商工労働部経営支援課で行うとともに、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町（以下「関係市町」という。）の協力を得て、関係市町庁舎で行う。縦覧時間は、商工労働部経営支援課においては、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く日の執務時間とし、関係市町においては、法を所管する部署の執務時間とする。
- ウ 速やかに、関係市町に対し、届出書の写し2部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、地元商工会議所又は商工会（以下「商工団体」という。）に対しては様式第3により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第4により、それぞれ届出書の写し1部を添えて通知する。

3 法第6条第1項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

- ア 法第5条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、変更後2週間以内に、法施行規則第6条に規定する変更届出書により届出を行うよう指導する。
- イ 2(1)に準じて、形式的要件の審査等を行う。
- ウ 提出部数は、届出書1部とその写し10部とする。

(2) 公告及び通知

- ア 2(2)アに準じて、様式第5による公告等を行う。
- イ 法第6条第3項に規定する縦覧（第5条第3項の準用）は、2(2)イに準じて行う。
- ウ 速やかに、関係市町に対し、届出書の写し2部を添えて、様式第2により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第3により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第6により、それぞれ届出書の写し1部を添えて通知する。
- エ この届出については、法第8条第4項以降の手続きは行われないので留意すること。

4 法第6条第2項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

- ア 2(1)に準じて、形式的要件の審査等を行う。
- イ 提出部数は、届出書1部とその写し10部とする。

(2) 公告及び通知等

- ア 2(2)アに準じて、様式第7による公告等を行う。
- イ 法第6条第3項に規定する縦覧（第5条第3項の準用）は、2(2)イに準じて行う。
- ウ 2(2)ウに準じて、関係市町等に対し通知する。

5 法第6条第5項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

- ア 当該店舗面積が1,000㎡以下となっていることを届出者に確認するとともに、届出日から7日以内に形式的要件の審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。
- イ 提出部数は、届出書1部とその写し8部とする。

(2) 公告及び通知等

- ア 2 (2)アに準じて、様式第8による公告等を行う。
- イ 速やかに、関係市町に対しては様式第9により、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第6により、それぞれ届出書の写し1部を添えて通知する。

6 法附則第5条第1項の届出に関する事務

(1)形式審査等

- ア 2 (1)に準じて、形式的要件の審査等を行う。
- イ 提出部数は、届出書1部とその写し10部とする。

(2)公告及び通知等

- ア 2 (2)アに準じて、様式第10による公告等を行う。
- イ 法第6条第3項に規定する縦覧（第5条第3項の準用）は、2 (2)イに準じて行う。
- ウ 2 (2)ウに準じて、関係市町等に対し通知する。

7 法第6条第4項ただし書に関する事務

(1)ただし書適用の申出等

- ア 4又は6の届出者は、法第6条第4項ただし書の適用を希望するときは、届出書に様式第11による申出書を添付するものとする。
- イ 提出部数は、届出書1部とその写し8部とする。

(2)申出の通知等

申出書が提出されたときは、関係市町、商工団体に対しては、その写し1部を4 (2)ウ又は6 (2)ウの通知に添付するとともに、様式第12により、庁内連絡会議の構成員に対し、意見照会を行う。

(3)審査

庁内連絡会議は、届出日から1月以内に法施行規則第8条に規定する生活環境に与える影響について審査する。

(4)審査結果の通知

審査後直ちに、届出者に対し、審査結果を様式第13により通知するとともに、その写し1部を添えて、様式第14により関係市町、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対し、それぞれ通知する。

8 法第7条に関する事務

(1)説明会の開催回数

法第7条第1項の規定に基づく説明会の開催回数については、原則1回とするが、周辺の住宅の密集状況や交通の状態から判断して多数の人が参加する必要があると考えられる場合には、店舗設置による影響の大きさを考慮し、関係市町と協議の上、3回を上限に開催回数を決定する。

(2)説明会の対象者、日時及び場所

説明会開催者から説明会の対象者、日時及び場所について意見を求められた場合は、関係市町と協議の上、適切に説明会が実施されるよう指導する。

(3)説明会開催の公告

法施行規則第12条第1項第1号に基づく県の公報又は広報誌への掲載については、迅速で柔軟な対応が困難であることから、これを行わず、同項第2号に規定する日刊新聞紙への掲載又は第3号に基づく折り込みチラシの配布等により行うこととする。周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町であるが、生活環境上の影響が近隣の市町にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町も含むよう求めるものとする。

(4)説明会を開催する場合の手続き

ア 説明会開催者は、説明会を計画したときは、説明会開催の公告の2日前までに、予定する説明会の内容を様式第15により県に報告するものとする。

イ 説明会開催者は、説明会を開催した日から14日以内に、その実施状況を様式第16により県に報告するものとする。

ウ 提出部数は、アについては報告書1部、イについては報告書1部とその写し5部とする。

(5) 説明会を掲示に代えることができる場合の手続き

ア 説明会開催者は、法施行規則第11条第2項の適用を希望するときは、届出書に様式第17による申出書を添付するものとする。

イ 様式第17による申出書が提出されたときは、7(2)に準じて関係市町等への通知に添付するとともに、様式第18により、庁内連絡会議の構成員に対し、意見照会を行う。

ウ 庁内連絡会議は、届出日から1月以内に法施行規則第11条第2項に規定する生活環境に与える影響について審査する。

エ 審査後直ちに、説明会開催者に対し、審査結果を様式第19により通知するとともに、その写し1部を添えて、様式第20により関係市町、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対し、それぞれ通知する。

オ 説明会開催者は、説明会に代わる掲示を計画したときは、掲示内容等を様式第21により報告するものとする。

カ 説明会開催者は、掲示に関する公告をしたときは、公告の日から7日以内に、様式第22により県に報告するものとする。

キ 提出部数は、アについては申出書1部とその写し8部、オについては報告書1部、カについては報告書1部とその写し5部とする。

(6) 説明会を開催することができない場合の手続き

ア 説明会開催者は、法施行規則第13条第1項各号に掲げる事由により説明会を開催することができない場合には、様式第23による申出書を県に提出するものとする。

イ 様式第23による申出書が提出されたときは、7(2)に準じて関係市町等へ送付するとともに、様式第12により、庁内連絡会議の構成員に対し、意見照会を行う。

ウ 庁内連絡会議は、届出日から1月以内に説明会開催の可否について審査する。

エ 審査後直ちに、説明会開催者に対し、審査結果を様式第24により通知するとともに、その写し1部を添えて、様式第25により関係市町、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対し、それぞれ通知する。

オ 説明会開催者は、県が説明会を開催することができないと認めたとき、法施行規則第13条第2項第1号若しくは第2号に掲げる方法又はこれら以外の方法で説明会開催者が県と協議して承認を得たもののうちいずれかにより行うものとする。なお、周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町であるが、生活環境上の影響が近隣の市町にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町も含むよう求めるものとする。

カ 説明会開催者は、周知を終了した日から7日以内に、その実施状況を様式第26により県に報告するものとする。

キ 提出部数は、アについては申出書1部とその写し8部、カについては報告書1部とその写し5部とする。

9 法第8条第3項に関する事務

ア 法第8条第1項及び第2項の規定に基づく意見書の提出があったときは、意見の申出が期限

内になされていることを確認の上、当該意見の概要について2(2)アに準じて、様式第27による公告等を行う。

イ 法第8条第3項に規定する縦覧は、2(2)イに準じて行う。

ウ 縦覧期間が満了した後、速やかに、関係市町に対し、意見書の写し2部を添えて、意見が出された場合にあつては様式第28により通知及び縦覧手続きの依頼を行い、意見が出されなかった場合にあつては様式第29により通知を行うとともに、届出者に対しては様式第30により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第31により、それぞれ意見書の写し1部を添えて通知する。

エ 法第8条第1項の規定に基づく市町の意見については、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から作成するよう指導する。

10 法第8条第4項及び第6項に関する事務

(1) 庁内連絡会議の開催

法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の届出に係る審査及び検討を行うため、必要に応じて庁内連絡会議を開催する。

(2) 香川県大規模小売店舗立地審査会の開催等

ア 香川県大規模小売店舗立地審査会（以下「審査会」という。）に助言を求めようとするときは、庁内連絡会議における検討の後、遅滞なく県審査会長の了解を得て、審査会長名をもって審査会を招集する。

イ 審査会は、必要に応じて、1案件につき複数回開催することを妨げない。

ウ 審査会の審査において、届出者が配慮すべき事項を示されたときは、届出者に対し、様式第32により対応方針を求め、必要に応じて当該対応方針について審査会で審査する。

(3) 県の意見

法第8条第4項の規定による県の意見を述べようとするときは、審査会の意見を十分尊重して行うこととし、様式第33により意見を述べ、又は様式34により意見を有しない旨通知する。

(4) 公告及び通知等

ア 県の意見を述べたときは、2(2)アに準じて、様式第35による公告等を行う。

イ 法第8条第6項に規定する縦覧は、2(2)イに準じて行う。

ウ 速やかに、関係市町に対しては、様式第33又は様式第34の写し2部を添えて様式第36により、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対しては、様式第33又は様式第34の写し1部を添えて様式第37により通知する。なお、県の意見を述べたときは、市町に対してイの縦覧手続きの依頼を併せて行う。

11 法第8条第7項及び第8項に関する事務

(1) 法第8条第7項の届出又は通知

ア 届出者は、10(3)の県の意見を踏まえ、当該届出事項を変更するときは法施行規則第16条に規定する届出事項変更届出書（以下「変更届」という。）を、添付書類のみを変更しようとするときは法第8条第7項の規定による届出事項を変更しない旨の通知として様式第38による通知書を、当該届出事項又は添付書類を変更しない場合は、様式第39による通知書を県に提出するものとする。

イ 2(1)に準じて形式的要件の審査等を行う。

ウ 提出部数は、変更届又は通知書1部とその写し10部とする。

(2) 公告及び通知等

ア 形式的要件の整った変更届があつたときは、2(2)アに準じて、様式第40による公告等を行

う。

イ 変更届の提出があった場合の法第8条第8項の規定に基づく縦覧(第5条第3項の準用)は、2(2)イに準じて行う。

ウ 変更届が提出されたときは、関係市町に対し、変更届の写し2部を添えて、様式第41により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第6により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第4により、それぞれ変更届の写し1部を添えて通知する。

エ 様式第38による通知書が提出されたときは、関係市町に対し、通知書の写し2部を添えて様式第42による通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第6により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第4により、それぞれ通知書の写し1部を添えて通知する。

オ 様式第39による通知書が提出されたときは、関係市町に対し、通知書の写し2部を添えて、様式第43により通知並びに縦覧手続き及び法第9条第1項に基づく意見書提出の依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第6により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第4により、それぞれ通知書の写し1部を添えて通知する。

12 法第9条第1項及び第3項に関する事務

(1) 庁内連絡会議の開催

法第8条第7項の届出又は通知があった場合は、速やかに庁内連絡会議を開催する。

(2) 審査会の開催

10(2)ア及びイに準じて審査会を開催する。

(3) 県の勧告等

ア 法第9条第1項の規定による届出者に対する勧告は、審査会の答申を十分尊重し、様式第44による答申後直ちに様式第45により行うこととし、勧告書には、届出者がとるべき必要な具体的措置を選択肢として提示する。

イ 勧告をしないときは、届出者に対し様式第46により通知する。

(4) 公告及び通知等

ア 勧告したときは、2(2)アに準じて、様式第47による公告等を行う。

イ 速やかに、関係市町に対しては様式第48により、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第49により、それぞれ様式第45又は様式第46による通知の写し1部を添えて通知する。

13 法第9条第4項及び第5項に関する事務

(1) 法第9条第4項の届出

ア 2(1)に準じて形式的要件の審査等を行う。

イ 提出部数は、届出書1部とその写し10部とする。

(2) 公告及び通知等

ア 適正な届出があったときは、2(2)アに準じて、様式第50による公告等を行う。

イ 関係市町に対し、届出書の写し2部を添えて様式第51により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第6により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第4により、それぞれ届出書の写し1部を添えて通知する。

ウ 法第9条第5項に規定する縦覧(法第5条第3項の準用)は、2(2)イに準じて行う。

14 法第9条第7項に関する事務

(1) 庁内連絡会議の開催

県の勧告に従わない旨の届出があったとき又は法第9条第4項の規定に基づく届出がなされないときは、速やかに庁内連絡会議を開催する。

(2) 審査会の開催

法第9条第7項の規定による公表をしようとするときは、10(2)ア及びイに準じて、審査会を開催する。

(3) 意見陳述の機会の付与

法第9条第7項の規定に基づく公表をしようとするときは、届出者に対し、原則として書面により、意見を述べる機会を与える。

(4) 勧告に従わない旨の公表

ア 法第9条第7項の規定による公表は、審査会の意見を十分尊重して行う。

イ 様式第52による県ホームページへの公表、県広報誌への掲載手続き、報道機関への資料提供を行う。

(5) 関係市町等への通知

速やかに、関係市町に対しては様式第53により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第54により、それぞれ通知する。なお、公表した場合にあっては、それぞれの通知に様式第52の写し1部を添付する。

15 法第11条第3項の届出に関する事務

(1) 形式審査等

ア 2(1)に準じて形式的要件の審査等を行う。

イ 法施行規則第19条に規定する承継届出書に添付する書類は次のとおりとする。

①大規模小売店舗の譲渡の場合

譲渡の事実を証する書類

②自然人における相続の場合

戸籍謄本又は相続の事実を証する書類

③法人における合併（新設合併及び吸収合併）及び分割の場合

登記簿謄本又は合併若しくは分割の事実を証する書類

ウ 提出部数は、届出書1部とその写し6部とする。

(2) 関係市町等への通知

適正な届出があったときは、5(2)イに準じて、関係市町等に対し通知する。

16 法第14条第1項及び第2項に関する事務

(1) 法第14条第1項の規定により報告を求められた大規模小売店舗の設置者及び同条第2項の規定により報告を求められた小売業者は、様式第55により報告するものとする。

(2) 提出部数は1部とする。

17 その他

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年1月1日から施行する。